

「新入社員等安全衛生教育担当者の研修会」

主催 (一社)大田労働基準協会(幹事)
(一社)三田労働基準協会 (一社)品川労働基準協会
渋谷労働基準協会

労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇入れたとき、当該労働者に対しその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされ、又労働安全衛生規則第35条には教育すべき内容を定めています。

当協会では、今般、新入社員に教育を行なう方々を対象に、教育を行なう専門知識・教育の方法等について研修会を開催致します。

1 日 時 平成30年3月10日(金) 13:30～16:30

2 場 所 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)

3 講 師 労働安全・衛生コンサルタント
阿部 龍之 氏

4 定 員 30名(先着順)

5 受 講 料 当協会の収入金として、お振込み 4,000円
(テキスト・資料代、消費税含む)

6 申込方法等

①受講申込：裏面「申込書」により当協会までFax(03-3451-7692)してください。

②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFaxいたします。(申込書に必ずFax番号をご記入ください)。

受講料は、受講票到着後2週間以内に到着から3月9日まで2週間ない場合は3月9日まで)に次の銀行口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通口座 0397963

・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・住所：港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入してください(例 0316 〇〇カイシャ)

③受講の取消：3月9日までの取消しは、受講料を全額返金いたします。(振込手数料はご負担願います。)それ以降の取消しは返金できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日お持ちになり、受付に提出してください。

8 問合先：一般社団法人三田労働基準協会 電話03-3451-0901 Fax03-3451-7692